

都市計画について

－目次－

- 1 これまでの経過・・・・・・・・・・ P 1
- 2 町内の幹線道路網に係る課題・・・・・・・・ P 5
- 3 道道昇格予定区間の概要・・・・・・・・ P 13
- 4 事業実施予定区間の概要・・・・・・・・ P 16
- 5 今後の取り組み・・・・・・・・ P 18

1 都市計画審議会について

- 都市計画審議会の設置

- 市区町村の都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置されます。その組織及び運営については、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」で定める基準に従い、市町村の条例により定めることとなっています。

- 幕別町では、幕別町都市計画審議会条例を定めています。

なお、幕別町都市計画審議会は、昭和45年4月に地方自治法に基づく町の附属機関として設置されました。

1 都市計画審議会について

- 都市計画審議会の権限
 - その権限の属された事項を調査審議すること、市町村が決定する案件に対して調査審議すること
 - 市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること
 - 都市計画に関する事項について、関係行政機関へ意見を述べるができること

1 都市計画審議会について

- 都市計画審議会の組織及び運営
 - 都市計画審議会の構成や人数、会長の選出などについては「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の運営の基準を定める政令」に基づき「幕別町都市計画審議会条例」で定めています。

1 都市計画審議会について

- 審議会の委員は幕別町都市計画審議会条例に基づき10名以内で
 - 学識経験のある者・・・専門的な資格、知識、経験を都市計画に反映されるため。
 - 町議会の議員・・・・・・・・町民の代表として、議員としての経験を都市計画に反映させるため。
 - 農業委員会会長・・・・・・・・農業者の代表として、農業者の意見を都市計画に反映させるため。
 - 公募による者・・・・・・・・町民の意見を都市計画に反映させるため。

1 都市計画審議会について

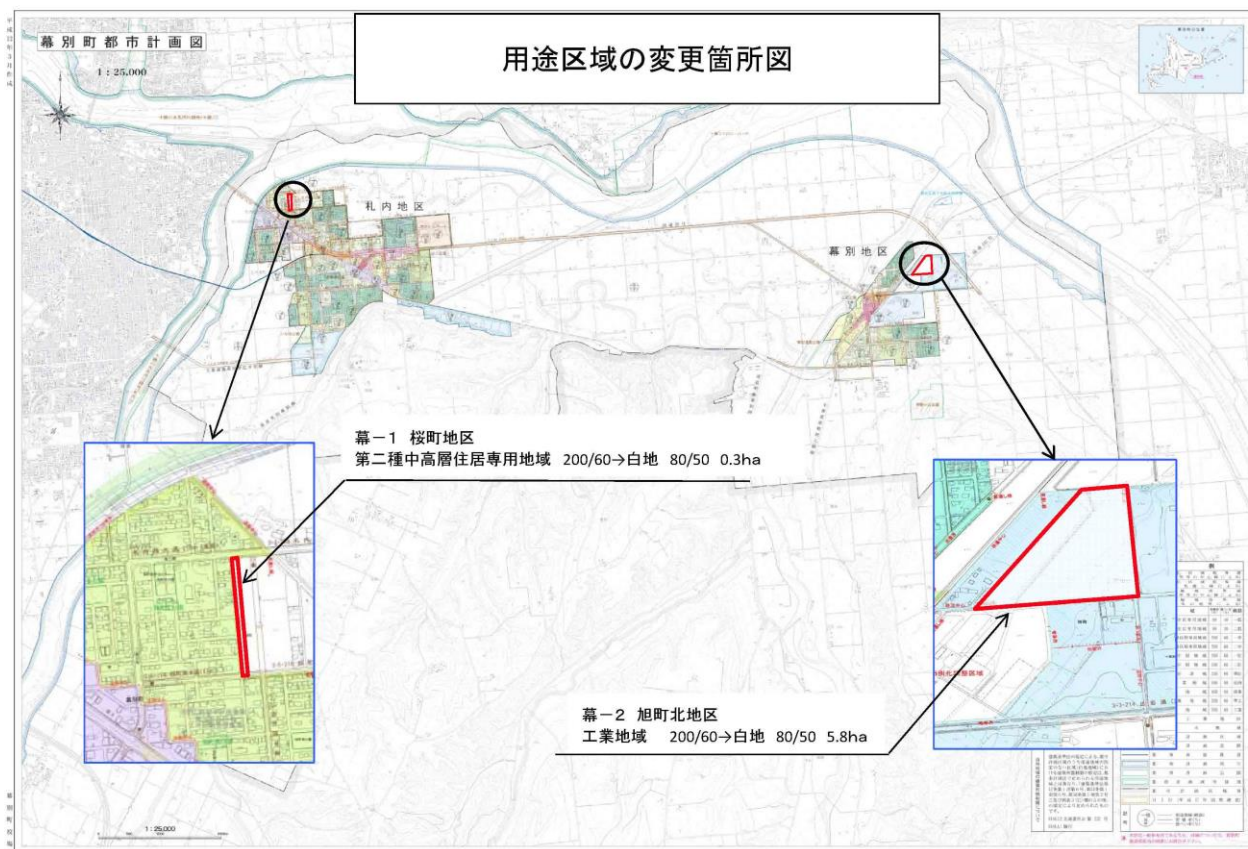
- 審議会の議事の公開、非公開については、審議会の判断に属する事項で、議事録の取扱いについても同様となります。
- 委員の代理出席については、通常認められないものであるが、関係行政機関の職員が委員になっている場合で、あて職のような場合に関しては、代理出席を拒否すべき理由はありませんので、代理出席は可能であります。幕別町に審議会では、基本的に代理出席は無いものと考えます。

2 都市計画の決定権者

- 都市計画の決定
 - 北海道が決定するもの・・・広域的な観点から定めるもの等
 - 幕別町が決定するもの・・・北海道が決定するもの以外のもの(北海道の同意が必要)
 - 幕別町が決定するものについては、幕別町都市計画審議会の意見を聞き、町からの諮問に対し答申を行うもの

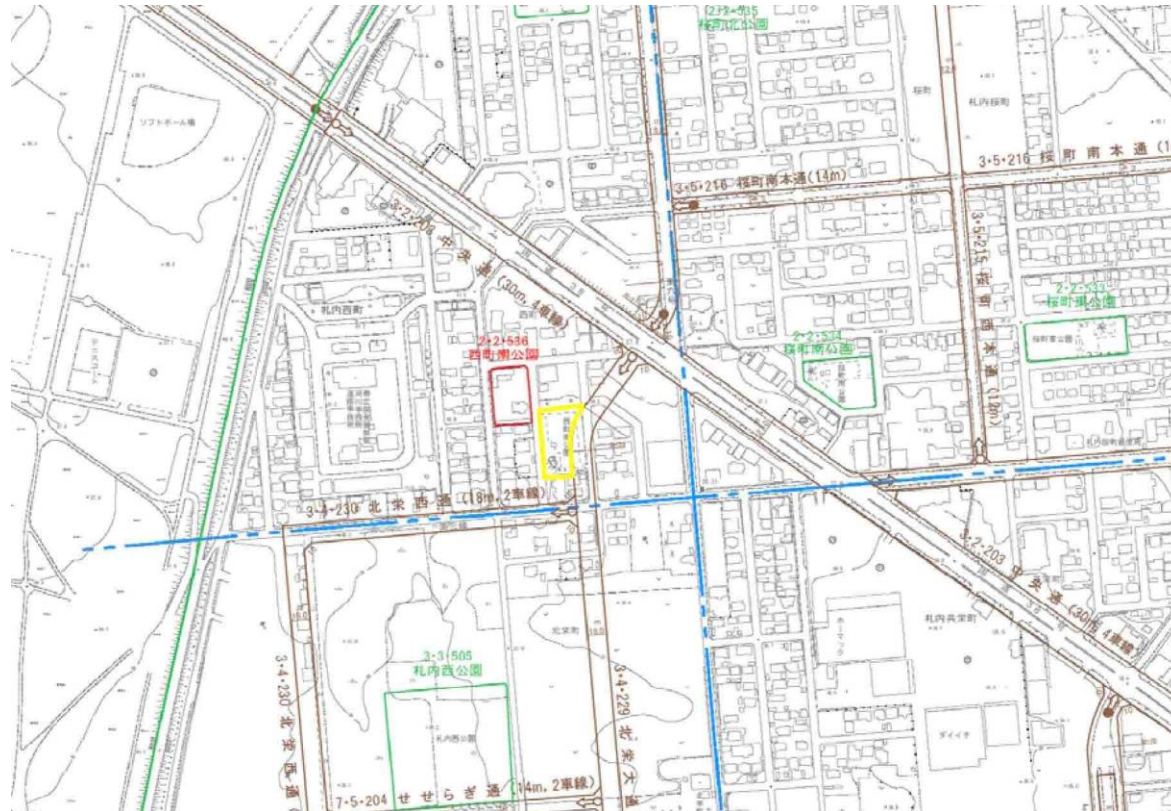
2 都市計画の決定権者

- 近年における幕別町の都市計画決定
 - 用途地域の変更(札内桜町及び旭町の一部について、市街化区域から市街化調整区域への変更)



2 都市計画の決定権者

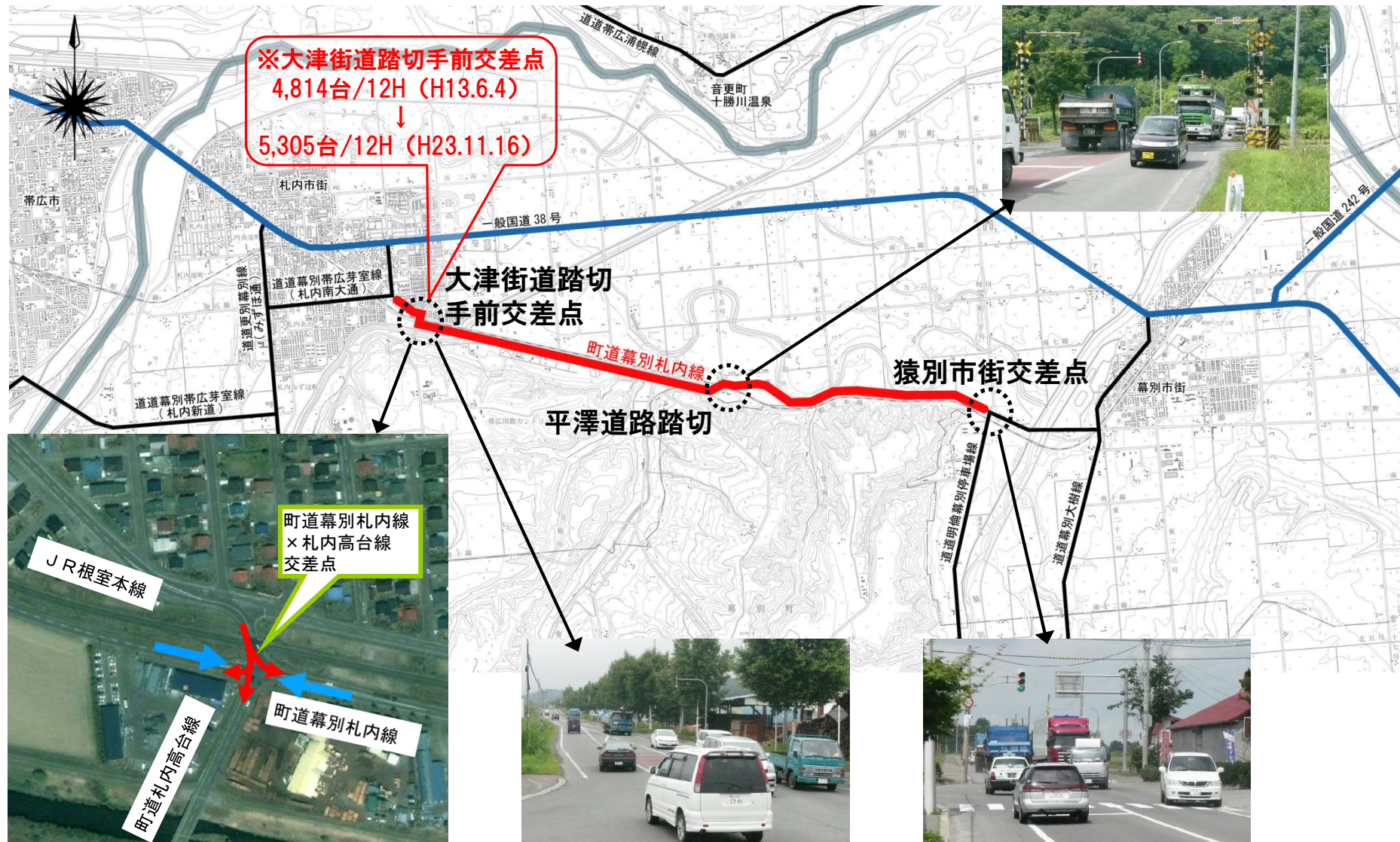
- 都市計画公園の変更(西町南公園の位置の変更)



2 町内の幹線道路網に係る課題

(1) 幹線道路網の現況について

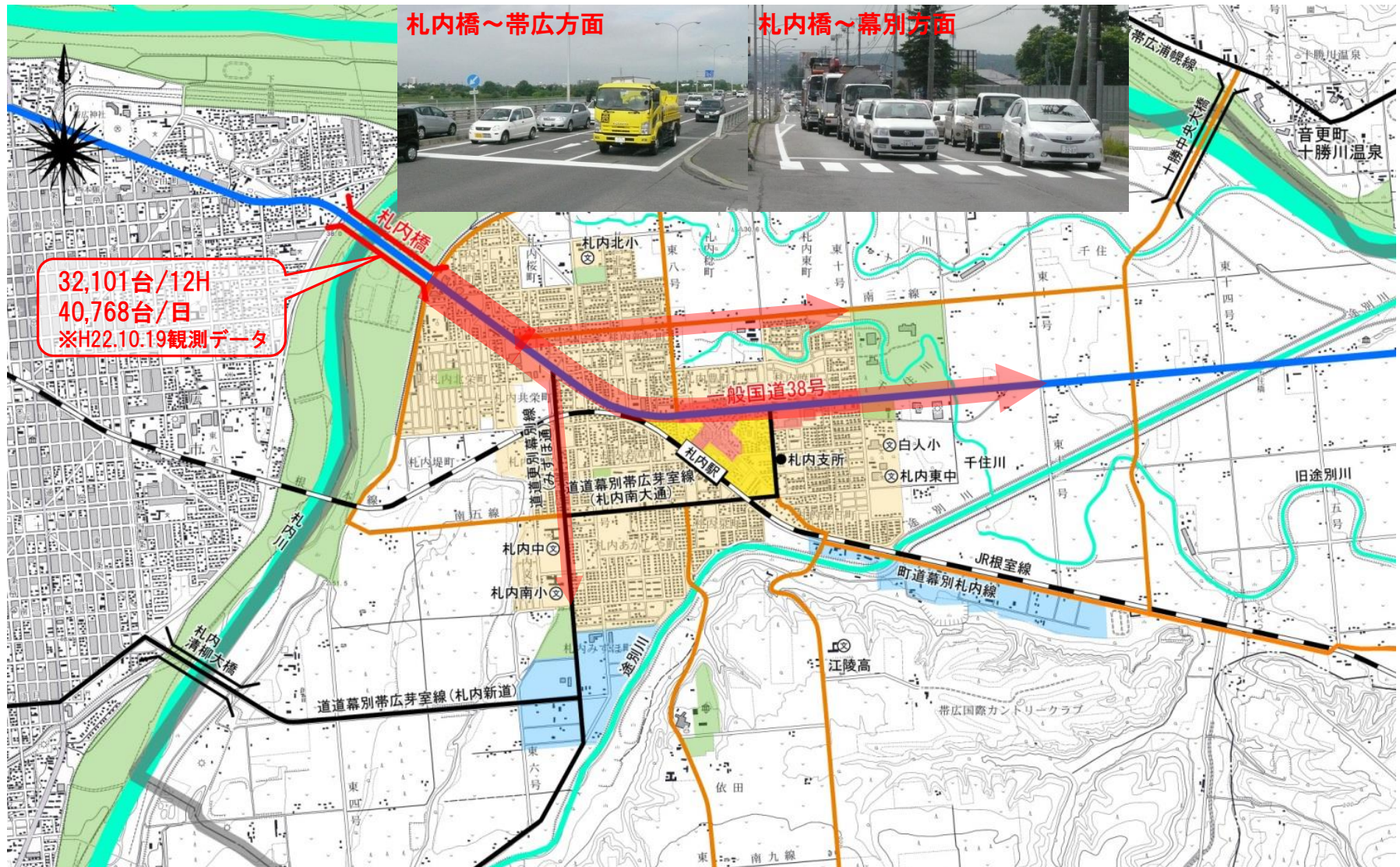
② 町道幕別札内線の現況



2 町内の幹線道路網に係る課題

(1) 幹線道路網の現況について

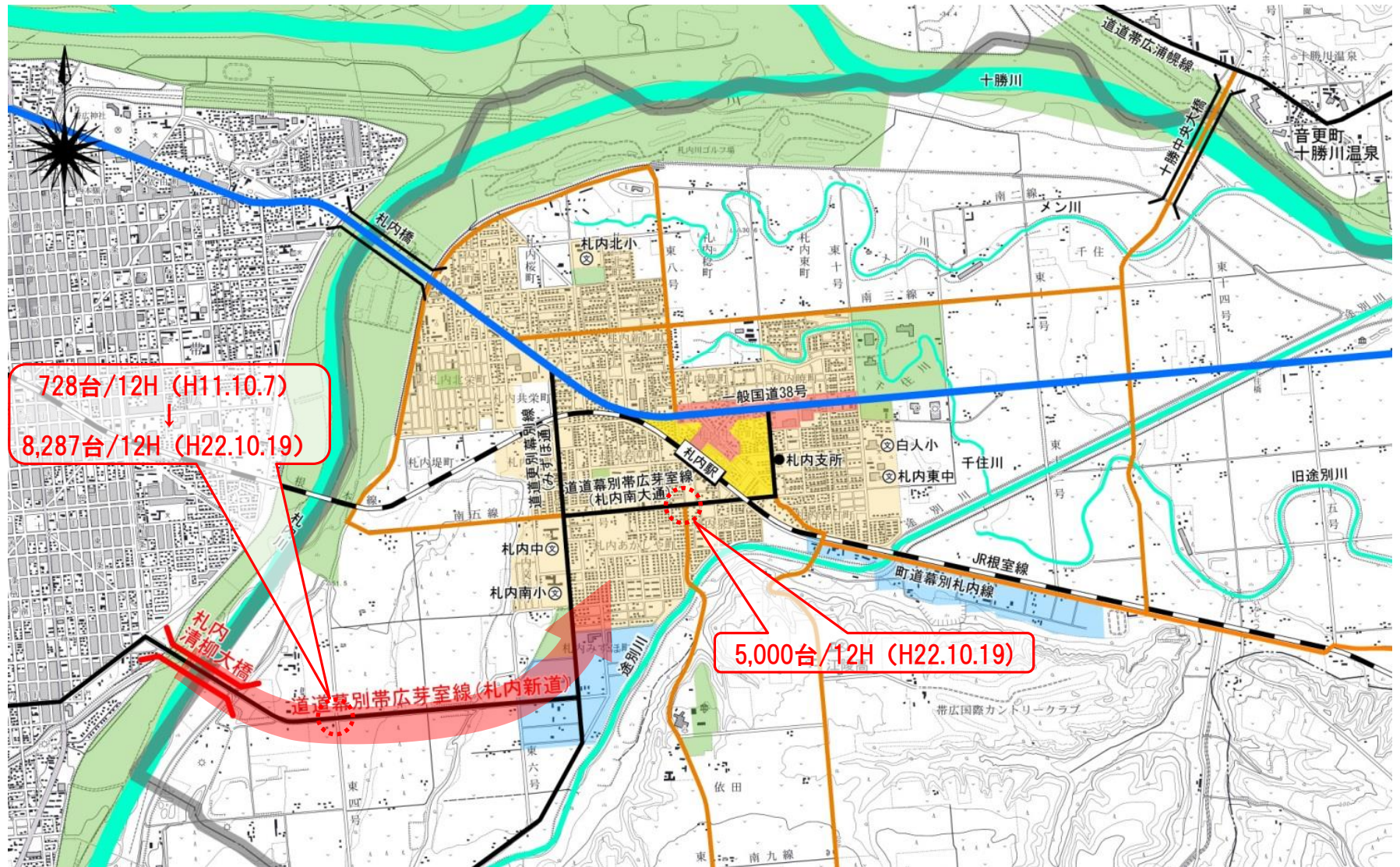
③ 国道38号線の混雑度



2 町内の幹線道路網に係る課題

(2) 札内市街（鉄南地区）の通過交通の状況について

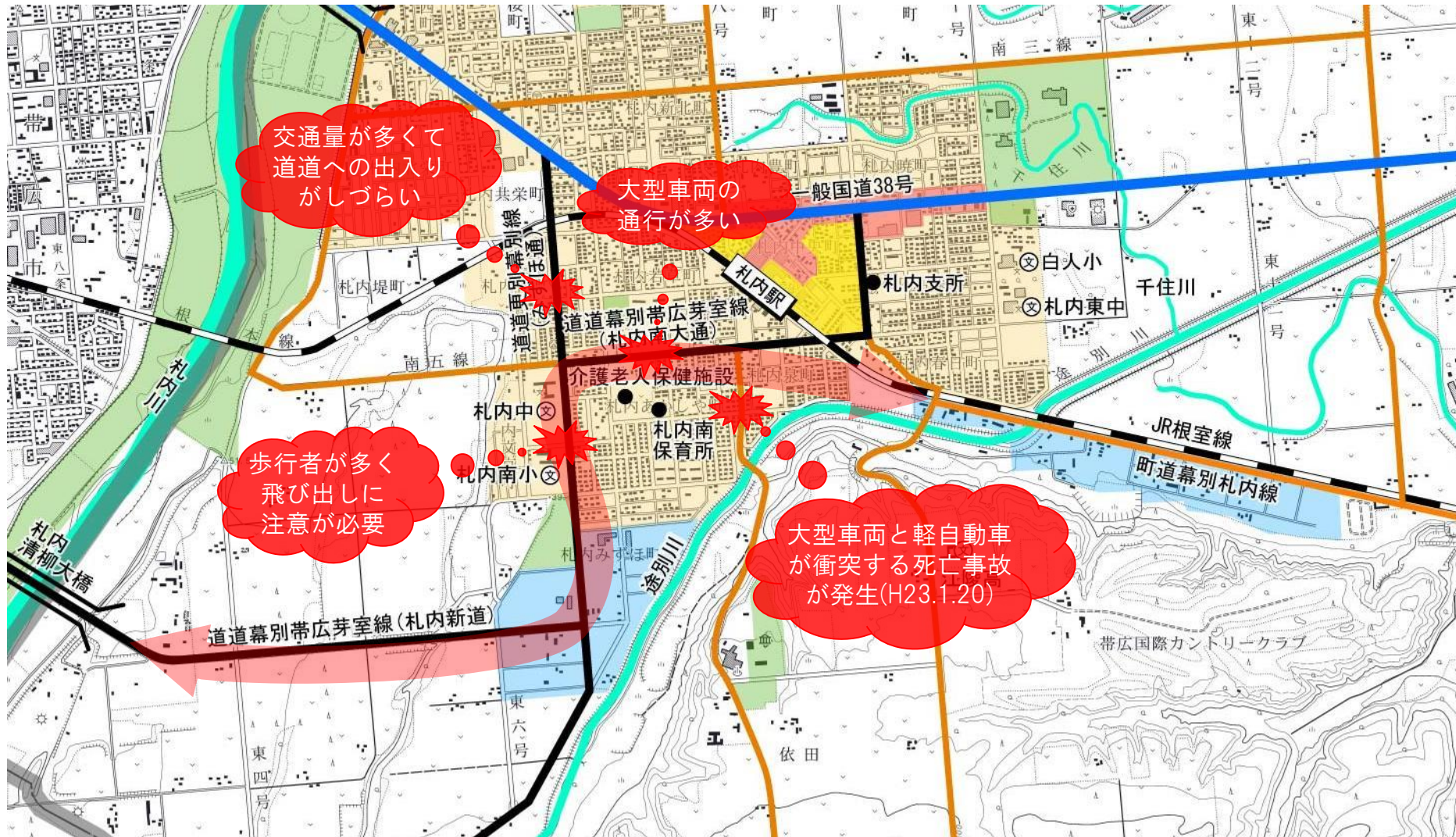
① 札内清柳大橋完成後の変化



2 町内の幹線道路網に係る課題

(2) 札内市街（鉄南地区）の通過交通の状況について

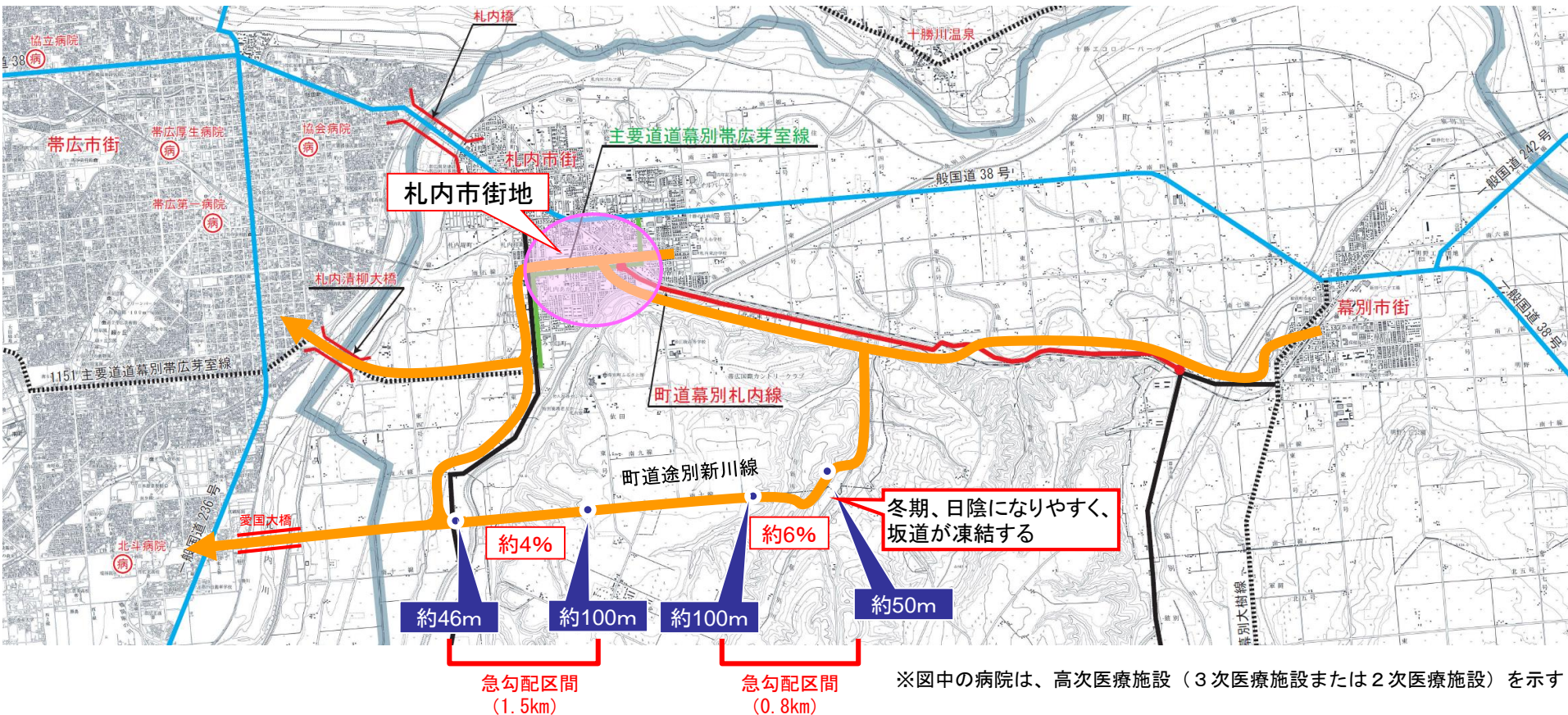
② 交通環境の安全性の低下



2 町内の幹線道路網に係る課題

(3) 救急搬送について

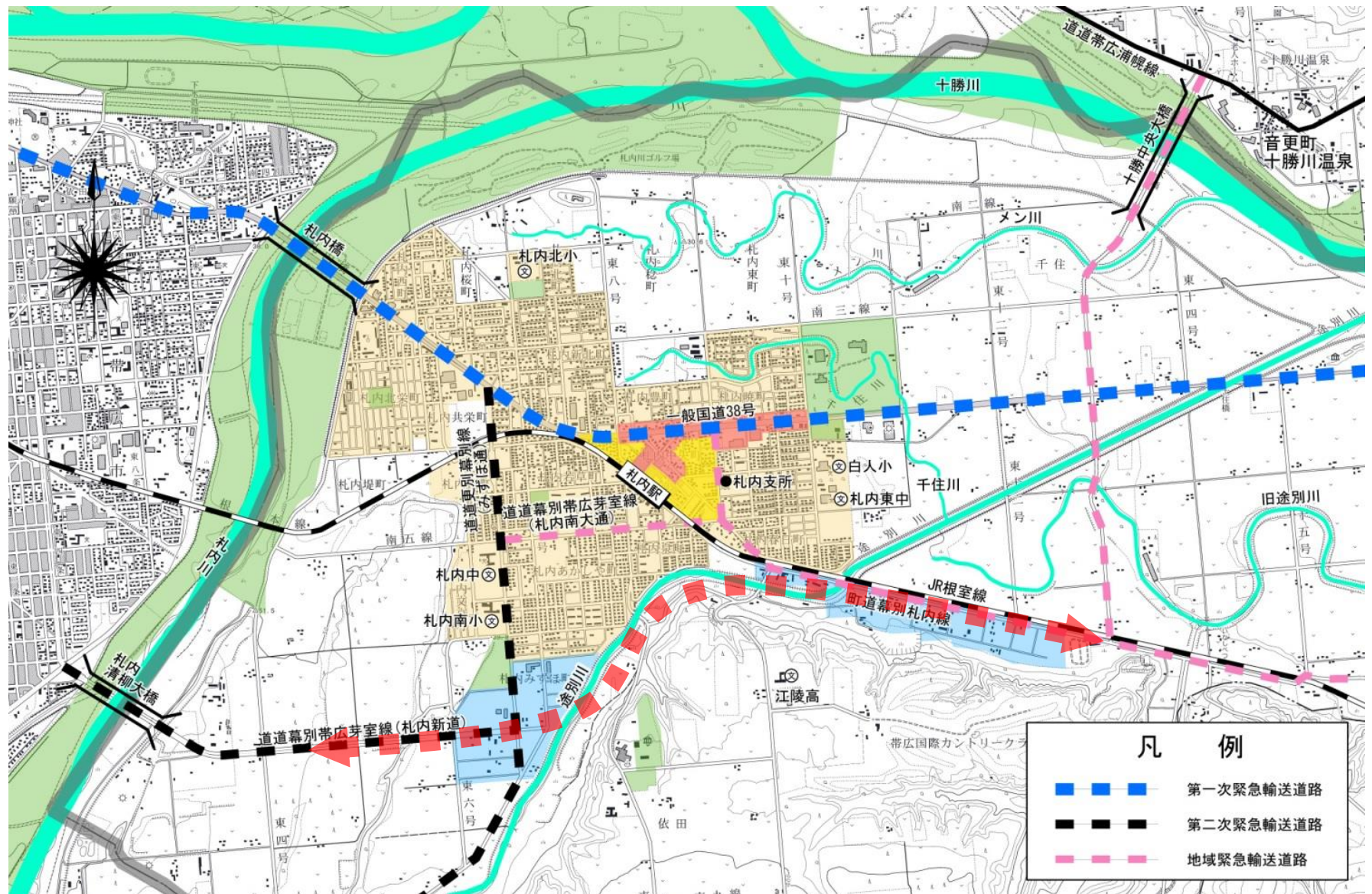
- ◆ 高次医療施設が帯広市に集積しており、国道の他町道幕別札内線、途別大豊線を搬送経路として利用している。
 - ◆ 町道幕別札内線は、札内市街地が隘路となっており、途別新川線を経由すると急こう配区間があり、冬期間の凍結など安全性が低下する。
- ⇒ 救急搬送時の安全性、定時制の確保が課題となっている。



※図中の病院は、高次医療施設（3次医療施設または2次医療施設）を示す

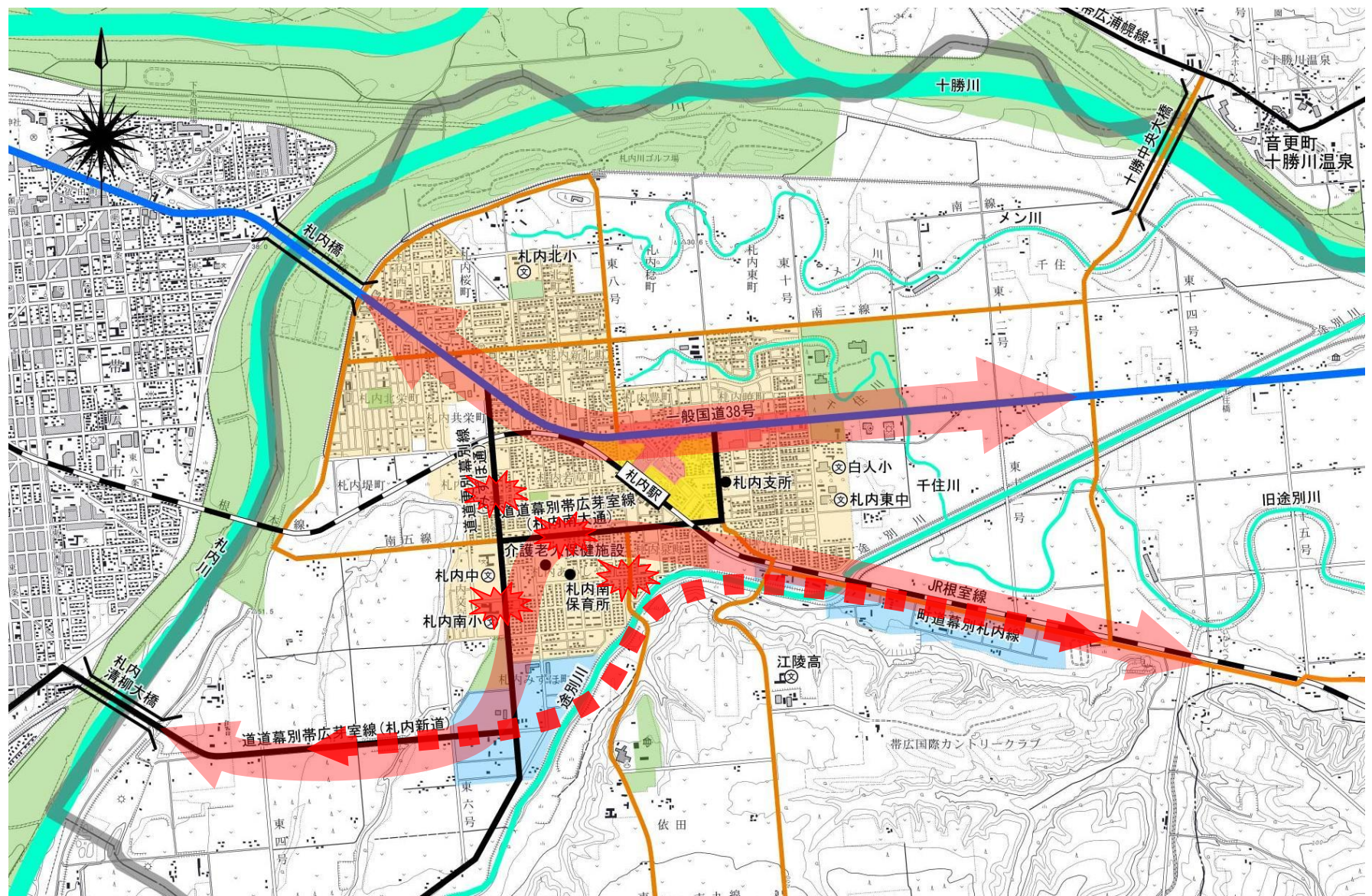
2 町内の幹線道路網に係る課題

(4) 緊急輸送道路について



2 町内の幹線道路網に係る課題

(5) 新たな道路整備の必要性について



3 道道昇格予定区間の概要

(1) 道道昇格の考え方について

① 新規の路線認定

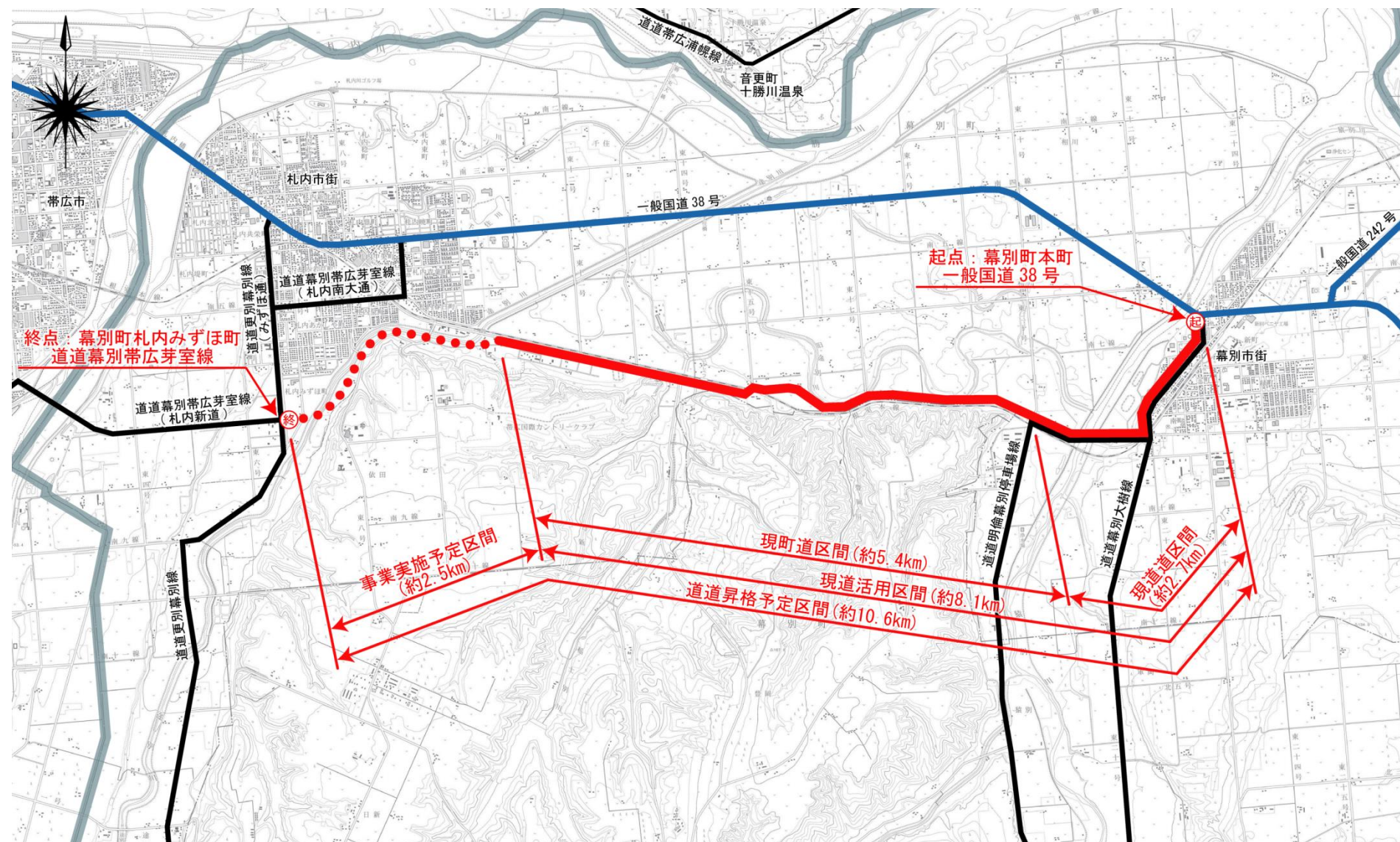
- ◆ 道路法第7条第2項により、議会の議決を要する
- ◆ 平成6年6月30日付け「都道府県道の路線認定基準等について」に合致することが必要
 - I 地域相互の広域的な連携強化に資する路線
 - II 高規格幹線道路のインターチェンジに連絡する路線
 - III 各種地域開発、地域振興プロジェクトを支援する路線
 - IV 都市機能の向上と広域的な都市圏の形成に資する放射・環状路線
 - V 駅、空港、港湾等広域的交通拠点との連絡を強化する路線

② 既存道道の変更

- ◆ 既存道道の路線位置を変更する
- ◆ 路線の起点、終点及び重要な経過地を変更する場合は、議会の議決を要する
- ◆ 町道が道道に昇格し、既存道道が降格、一部は町道に引き継がれることに

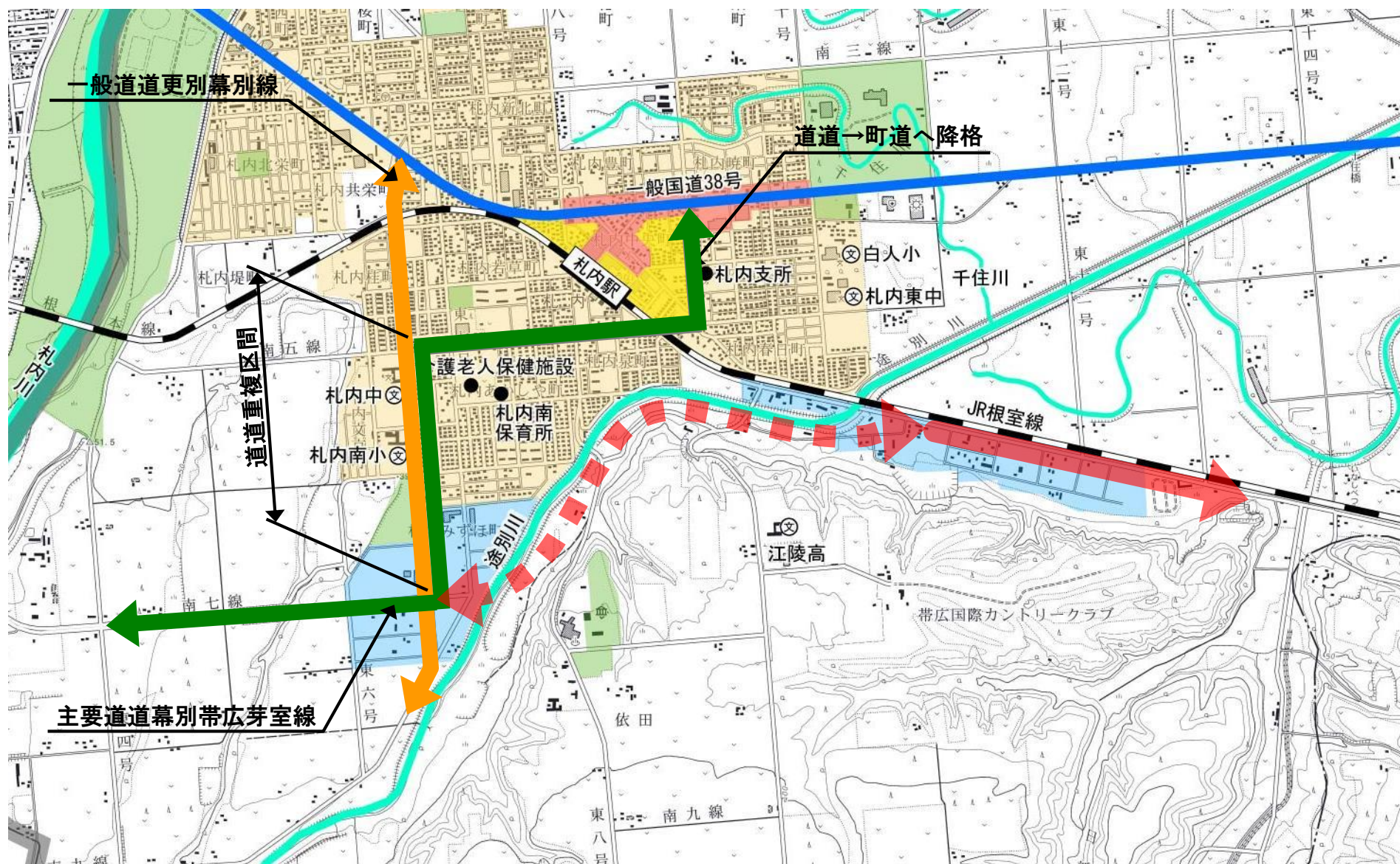
3 道道昇格予定区間の概要

(2) 昇格予定区間について



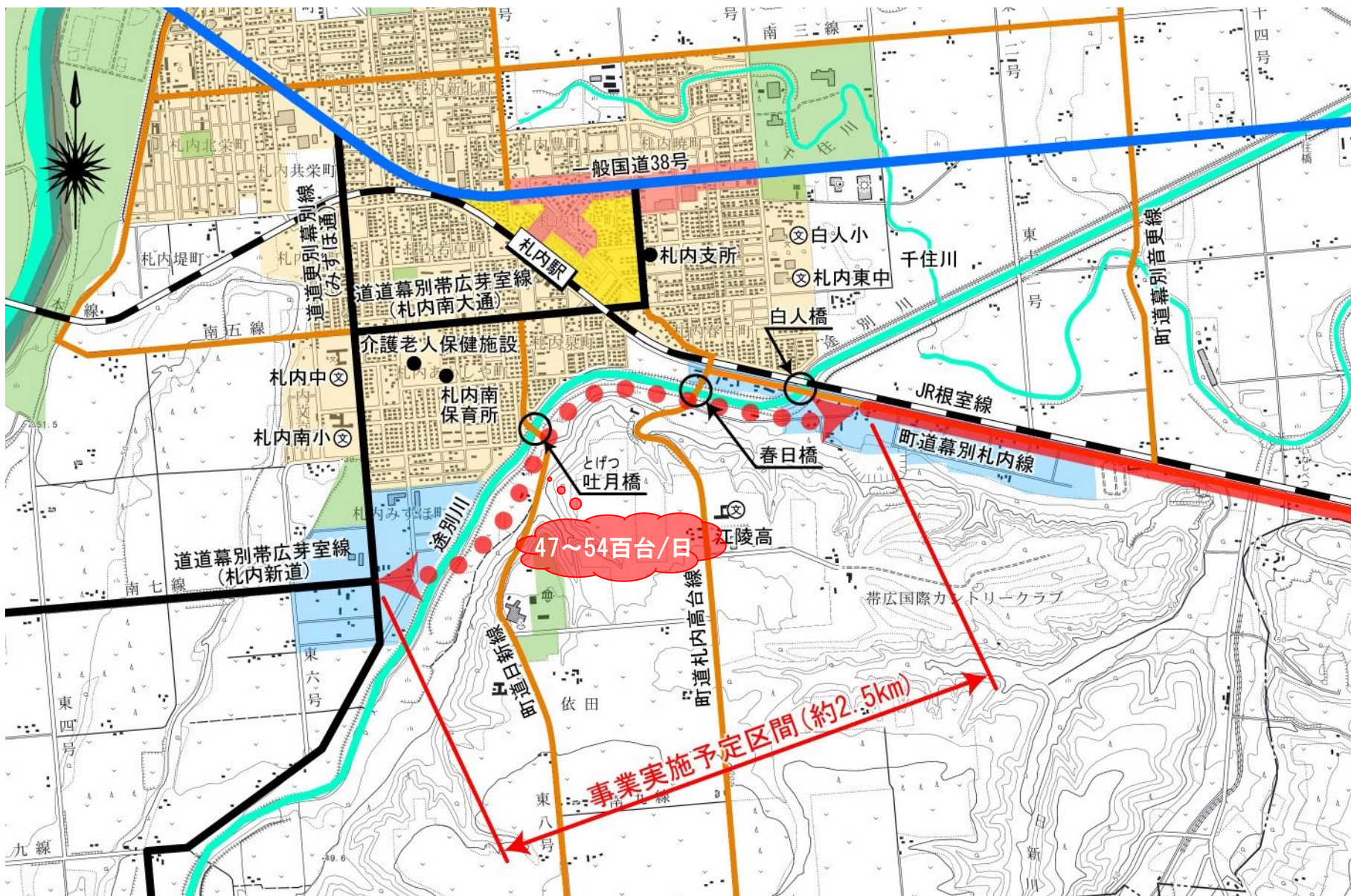
3 道道昇格予定区間の概要

(3) 降格予定区間について



4 事業実施予定区間の概要

(1) 想定されるルートについて

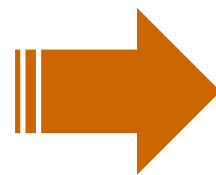


4 事業実施予定区間の概要

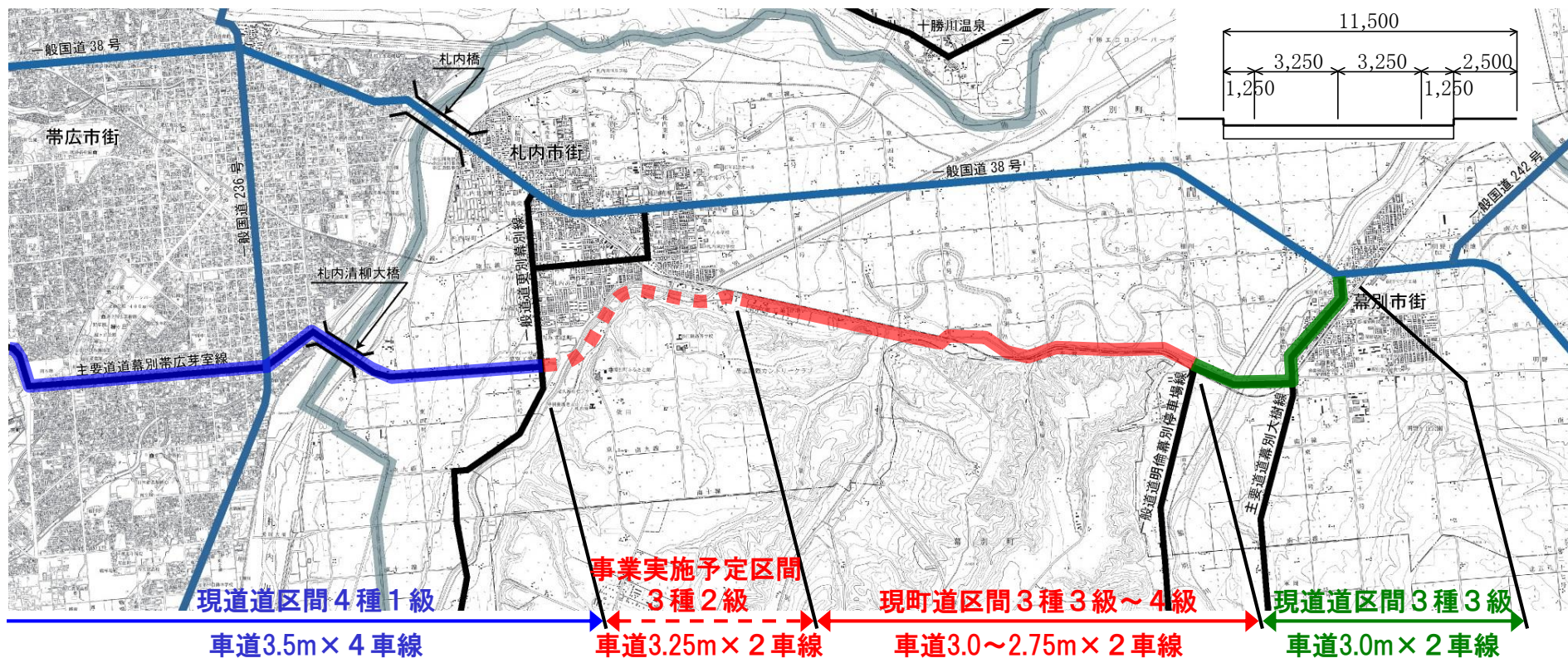
(2) 道路の構造について

◆ 道路構造決定のポイント

- ・ 道路種別 → 道道
- ・ 地域特性 → 郊外地
- ・ 計画交通量 → 47~54百台/日
- ・ 連続性 → 短区間で幅員を変化させない



3種2級
車道3.25m×2車線
歩道2.50m(片側)



5 今後の取り組み

(1) 事業説明について

① 町議会への説明

- ◆ 平成25年第1回定例会会期中の3月14日(木)、全員協議会にて説明済み

② 都市計画審議会への説明

- ◆ 4月19日(金)、説明

③ 住民への説明

- ◆ 5月中に説明会を開催予定

(2) 事業要望について

十勝総合振興局に対して、早期事業着手を要望